

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 2 月 10 日

金 曜 日

第 4165 号

目 次

告 示

○保安林の指定	1
○保安林の指定予定	2
○都市計画事業の事業計画の変更認可	3
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	4

公 告

○土地改良区の役員の就退任	5
---------------	---

告 示

富山県告示第60号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県南砺市小原字大谷172の 1

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第61号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 2 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市才覚地字尾和野割 7、9、10、12から18まで、19・23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、28

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第62号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山南都市計画下水道事業
富山公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和55年3月6日から
平成33年3月31日まで

富山県告示第63号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月10日から

1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 若栗生地線	黒部市古御堂字畑割38番3 から 黒部市古御堂 123番4まで	変更前		最大 21.0 最小 12.0	119.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 23.0 最小 12.0	119.4	
県道 六天天神新線	黒部市金屋1066番から 黒部市中新1108番まで	変更前		最大 7.4 最小 6.0	158.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 16.5 最小 6.7	158.8	

富山県告示第64号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月10日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 若栗生地線	黒部市古御堂字畑割38番3から 黒部市古御堂 123番4まで	平成29年2月10日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 六天天神新線	黒部市金屋1066番から 黒部市中新1108番まで	平成29年2月10日	新川土木 センター 入善土木 事務所

国道 359号	富山市婦中町鶯谷字岳谷12番11から 富山市婦中町鶯谷字岳谷12番3まで	平成29年2月10日	富山土木 センター
------------	---	------------	--------------

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

土地改良区の役員の退任

常東用水土地改良区の役員であった次の者が平成29年1月15日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	奥 村 隆	中新川郡立山町野村	218番地
同	住 松 幹 也	同 同 野口	45番地
同	野 澤 幸 雄	同 同 浦田	1193番地
同	酒 井 務	同 同 利田	382番地 2
同	大 石 徳 幸	富山市水橋開発	202番地
同	稲 生 貞 吉	中新川郡舟橋村舟橋	1081番地
同	小 池 洋	同 立山町福田	645番地
同	中 田 晋 一	同 同 竹林	16番地
同	坂 井 義 弘	同 同 下段	275番地
同	林 武 嗣	富山市水橋中村	308番地
同	岡 本 行 男	中新川郡立山町横江野開	131番地
同	轡 田 幸 則	富山市水橋辻ヶ堂	1431番地
同	安 田 洋	中新川郡立山町蔵本新	7 番地
監 事	開 上 寛	同 同 西大森	258番地
同	林 清 隆	富山市水橋中村	299番地
同	金 岩 和 夫	中新川郡立山町上末	46番地

同 大 井 弘 同 同 二ツ塚 342番地

土地改良区の役員の就任

常東用水土地改良区の役員に次の者が平成29年1月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年2月10日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所	
理 事	奥 村 隆	中新川郡立山町野村	218番地
同	住 松 幹 也	同 同 野口	45番地
同	野 澤 幸 雄	同 同 浦田	1193番地
同	酒 井 務	同 同 利田	382番地 2
同	稲 生 貞 吉	中新川郡舟橋村舟橋	1081番地
同	中 田 晋 一	同 立山町竹林	16番地
同	坂 井 義 弘	同 同 下段	275番地
同	林 武 嗣	富山市水橋中村	308番地
同	岡 本 行 男	中新川郡立山町横江野開	131番地
同	轡 田 幸 則	富山市水橋辻ヶ堂	1431番地
同	安 田 洋	中新川郡立山町蔵本新	7 番地
同	篁 伊 義 心	同 同 瀬戸新	70番地
同	大 井 一 夫	富山市水橋開発	238番地
監 事	林 清 隆	富山市水橋中村	299番地
同	清 水 政 雄	中新川郡立山町前沢	2313番地
同	東 山 博 彦	同 同 末三賀	27番地 1
同	岡 田 健 治	同 同 五郎丸	220番地